

計 画 書

東播都市計画下水道の変更（明石市決定）

都市計画明石市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積	汚 水 約 4,326 ha	朝霧処理区 約 348 ha 船上処理区 約 779 ha 大久保処理区 約 1,401 ha 二見処理区 約 1,798 ha
	雨 水 約 3,893 ha	朝霧排水区 約 350 ha 船上東部排水区 約 335 ha 船上西部排水区 約 299 ha 松江排水区 約 162 ha 藤江排水区 約 320 ha 谷八木排水区 約 563 ha 赤根北部排水区 約 393 ha 赤根南部排水区 約 248 ha 中尾排水区 約 120 ha 瀬戸排水区 約 497 ha 二見排水区 約 359 ha 二見埋立排水区 約 247 ha

*排水区域は概ねを表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項にもとづき定めた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

理 由

「別紙理由書のとおり」



理 由 書

東播都市計画明石市公共下水道は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、昭和32年に都市計画決定を行い、鋭意、事業を推進している。

明石市では、市街化区域の下水道整備が概ね進捗し、市街化調整区域の生活排水を処理するため、平成14年に汚水の排水区域の追加を行ったところである。

その後、区域区分の見直しが行われ、市街化区域が追加されたものの、当該地域における下水道整備の必要性が高まっていないことから、当面は排水区域の追加を見送ることとしていた。しかし、近年の周辺地域における下水道整備の状況や、当該地域に係る土地利用の動向を踏まえ、今回排水区域に追加するものである。

また、平成28年に神戸市と明石市との市境の見直しが行われ、都市計画区域の変更が行われたことから、今回排水区域の一部を削除する。



変更前後対照表

変更内容	変更項目	変 更 前	変 更 後	備 考
1. 下水道 の名称		明石市公共下水道	明石市公共下水道	変更なし
2. 排水 区 域	汚 水	約 4,320 ha 朝霧処理区 約 348 ha 船上処理区 約 775 ha 大久保処理区 約 1,401 ha 二見処理区 約 1,796 ha	約 4,326 ha 朝霧処理区 約 348 ha 船上処理区 約 779 ha 大久保処理区 約 1,401 ha 二見処理区 約 1,798 ha	増 約 6 ha 変更なし 増 約 4 ha 変更なし 増 約 2 ha
	雨 水	約 3,883 ha 朝霧排水区 約 350 ha 船上東部排水区 約 332 ha 船上西部排水区 約 298 ha 松江排水区 約 162 ha 藤江排水区 約 320 ha 谷八木排水区 約 563 ha 赤根北部排水区 約 392 ha 赤根南部排水区 約 248 ha 中尾排水区 約 120 ha 瀬戸排水区 約 497 ha 二見排水区 約 354 ha 二見埋立排水区 約 247 ha	約 3,893 ha 朝霧排水区 約 350 ha 船上東部排水区 約 335 ha 船上西部排水区 約 299 ha 松江排水区 約 162 ha 藤江排水区 約 320 ha 谷八木排水区 約 563 ha 赤根北部排水区 約 393 ha 赤根南部排水区 約 248 ha 中尾排水区 約 120 ha 瀬戸排水区 約 497 ha 二見排水区 約 359 ha 二見埋立排水区 約 247 ha	増 約 10 ha 変更なし 増 約 3 ha 増 約 1 ha 変更なし " " 増 約 1 ha 変更なし " " 増 約 5 ha 変更なし
3. 下水 管 渠	汚 水	幹線数 3 本 幹線延長 約 12,190 m	幹線数 3 本 幹線延長 約 12,190 m	変更なし "
	放流管渠	放流管渠数 4 本 放流管渠延長 約 1,920 m	放流管渠数 4 本 放流管渠延長 約 1,920 m	変更なし "
4. その他 の施設	処理施設	4ヶ所 朝霧浄化センター 敷地面積 約10,900 m ² 船上浄化センター 敷地面積 約22,200 m ² 大久保浄化センター 敷地面積 約34,900 m ² 二見浄化センター 敷地面積 約83,100 m ²	4ヶ所 朝霧浄化センター 敷地面積 約 10,900 m ² 船上浄化センター 敷地面積 約 22,200 m ² 大久保浄化センター 敷地面積 約 34,900 m ² 二見浄化センター 敷地面積 約 83,100 m ²	変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし

